

## コロナの経営不振でも

### 住民税減免申請を受け付けず

中央支部のTさんはコロナウイルスの感染拡大で今年2月から仕事がほとんど入ってこなくなり、8月ごろまでにめどが立たなければ年内の収入は全く見込めない状況です。この状況の中、25万円の市・府民税の通知書が届きました。とても払うことができず、吹田市市民税課に電話で「減免の申請をしたい」と相談すると「まだこれから収入があるか分からないので、減免することはできない」と言われました。その後、民商の役員と一緒に市民税課窓口に向き、状況を再度話しましたが申請を受け付けようとしませんでした。

この話の中で、私たちは「条例や規則で収入が一定額以上減になった場合減免できるとなっているのに、なぜ申請を受け付けられないのか」「Tさんは、コロナの影響で収入が途絶えている。当局が決めている要綱の中にある帰責性にも当てはまらないのではないか」と訴えました。しかし、「今年はコロナの状況下で多くの人が対象になってしまっている」と「支払いが大変な方には徴収猶予で対応している」と「状況は分かるが納税の義務がある」と驚きの回答を繰り返しました。

1時間以上の話し合いで、「8月に年内の見込みが分かるのであれば8月に再度、来所していただきたい」ということにTさん本人の判断でもあり、再度来所することになりました。

### 市は住民税減免の申請拒絶をやめよ

吹田市市税条例第22条2項1号で「当該年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額に比して著しく減少したため、生活が困難になった者」とあり、市民税を減免する条項があります。また市税条例施行規則第7条1項では減免を適用する基準について定めており、前年所得が600万円以下であること、その年の所得が前年所得から3割以上の減少が見込まれることとされています。以前は民商会員もこの適用を受け減免された方がいましたが、この数年は窓口へ相談に行っても申請さえできない状態が続いています。問題は平成28年6月に改訂された「個人住民税減免取扱要領」にあります。

### 取扱要領で申請を制限

「条例」は議会の採決によって定められます。また「規則」は吹田市市税条例の場合、第1条2項で「前項の条例実施のための手続その他施行について必要な事項は規則で定める」など条例から「委任」されたことを受けて市長の権限をもって制定されます。そして「要綱・要領」は行政内部の内規であり法規としての性質、法的効力を持ちません。にもかかわらず吹田市の「個人市民税減免取扱要領」では「その理由に帰責性や予見可能性を有していない場合に限り、適用する」と条例・施行規則にも定められていないことが要件になっています。これを理由に自営業者であれば経営不振、失業者であれば自ら退職届を書いた自

己都合退職の場合には減免申請書の交付さえ受けることができず。この問題について民商では昨年吹田市に求めた予算・施策の要望書で取り上げましたが、その回答には施行規則の「納税者が市民税額を負担することが困難である場合に限り行うもの」について「適正かつ円滑な運用を図るため本取扱要領で規定した」と回答しています。しかし現在において負担が困難であることと、帰責性・予見可能性は何ら関係性のないものです。

### そもそも帰責性・予見可能性とは何か

私たち中小業者にとって経営不振は、大型店の出店や繰り返される消費税増税、株価や為替操作で大企業や資本家にしか恩恵のないアベノミクスのみで終始する経済政策の中で、経営を続ける努力をしているにもかかわらず、それを帰責性とするのであれば「経営不振は経営者の努力不足」と見限る姿勢にはほかなりません。労働者が自己都合退職する場合でも事情はそれぞれです。労働条件の悪化やハラスメントに耐え切れず自ら退職した労働者に対しては帰責性・予見可能性というのであれば「どんな事情でも自ら退職するのであれば次に支払う住民税ぐらい確保すべき」ということでしょうか。

### 「今年」は「コロナ」の状況下で

#### 多くの人が対象になってしまっている

これはTさんが相談に行った際、職員から発せられた言葉です。コロナ危機による経営不振には「帰責性」とは言わなかったものの、この職員が個人の判断で条例に定められた住民税減免を抑制しようとする意思の表れではないでしょうか。条例で定められている以上、要件を満たし減免を求める住民に対しては広く申請を受け付けて審査するべきです。しかもこの職員は「状況は分かるが納税の義務がある」とまで言っていますが、憲法25条の生存権さえ踏み越えて生活する前に住民税の納税を求めているのでしょうか。このような行政に対しては強く抗議をするものです。

### 家賃支援給付金について

経済産業省より7月14日(火)から申請が開始されると公表されました。手続きに必要な書類は以下の通りです。

#### 売上が減少したことが分かる書類

- 法人の場合 法人税申告書(別表1)・法人事業概況説明書
- 個人の場合 所得税申告書・青色決算書か収支内訳書
- 法人・個人共通 売上減少の対象月・期間の売上台帳

#### 賃貸借契約の状況が分かる書類

- 賃貸借契約書
- 最近3か月の賃料の支払いが分かる銀行取引明細書・通帳・領収書

#### その他の書類

- 振込を希望する口座の通帳
- 本人確認書類 運転免許証など(持続化給付金と同様)

会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めましょー  
 商工新聞は経営のヒント・ヒントの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょー